

一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会 入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会（以下「この法人」という。）が、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に定款で定める会員資格に応じて会長が決定する。

(1) この法人の目的に賛同するものであること。

(2) 薬剤師または薬事関係者であること。

(3) この法人の会員であった者においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

(4) 暴力団その他反社会的勢力に属するものでないこと。

3 会長は、前項の規定により入会を決定した場合は、理事会にその旨を報告しなければならない。

4 会長は、入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

5 前3項の規定にかかわらず、名誉会員の入会については、理事会が社員総会に推薦し、本人が入会を承諾する事により成立する。

6 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録をしなければならない。

(入会金及び会費)

第3条 入会者は、入会後すみやかに会費規程第2条に定める入会金を支払わなければならない。

2 前項にかかわらず、名誉会員については、入会金および会費に支払を要しない。

(退会)

第4条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第10条の規定により、会費納入の催告を受けた後6箇月を経ても未納会費があるときその他定款で定める場合には、当該会員は退会したものとみなす。

3 会員がその資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人社団及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。